



Title	行政機関の裁量公使の適正化
Author(s)	澤田, 和樹
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46558
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	澤田とも樹
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第19974号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	行政機関の裁量行使の適正化
論文審査委員	(主査) 教授 村上 武則 (副査) 教授 大久保規子 教授 高橋 明男

論文内容の要旨

行政機関の裁量行使の適正化とは裁量統制の一環として捉えることもできるが、裁量統制と言えばその主眼はむしろ司法審査にあると考えられるであろう。本稿では司法審査よりはむしろそれ以外の方法での裁量行使の適正化について考察していくと考える。それ以外の方法とは近年、参加による手法つまり交渉や協働が主張されるようになってきた。交渉や協働は、被規制者や市民を行政意思決定過程に組込み、その意思決定過程を適正化していくという試みであるが、この手法は行政機関への情報のインプットであり、またボトムアップによる方法である。それに対して、トップダウンによる方法も考えられる。トップダウンとは行政機関より高位のアクターによる行政意思決定の適正化である。これは米国においては近年、大統領コントロールモデルが提唱されている。

本稿ではこのような行政機関の裁量行使を適正化する手法として、参加・交渉・協働そして大統領による行政コントロールについて述べていこうと考える。そこでまず第1章では、行政機関が設置されたこと、そしてその判断の適正性についての問題あるいは行政機関そのものの存在根拠に関する問題について述べる。続いて第2章では、行政機関の専門性や行政官の職業的熟練性に対する疑問について述べる。さらに第3章では参加・交渉・協働について述べ、第4章では、協働的な法律遵守方法の例を挙げて述べる。最後に第5章では大統領による行政コントロールについて述べていく。

本稿において、司法審査について述べないのは、司法審査はあくまでも事後審査でありそして個別具体的な問題を扱うものであるからである。それに対して行政機関の判断は事前判断でありそして一般的抽象的であることが多い。特に将来の問題についての判断を求められることもあり、司法審査に依るものとはタイプの異なる判断適正化方法があると考え、その可能性について考察しようと考える。将来の問題については専門知識や科学技術でもって解答を得ることはたいへん困難であることが多く、またそれは人々の価値に関する判断と伴うことが多い。また将来の問題が故に必然的に不確実性を伴うものである。そのような場合には、行政機関の専門性という基準では判断しかねる問題であろうと考えられよう。そのような場合には、如何に適正な判断をなすのか、あるいはそのような判断をなすに適切なアクターは何者かという問題について考察していくと考える。

論文審査の結果の要旨

本論文は、アメリカ法を中心に、行政機関の裁量行使の適正化の手法の考察を企図するものであり、従来の司法審査による裁量統制の手法ではなく、現代的に非常に重要な参加による手法、すなわち交渉や協働によって、行政の意思決定形成過程を適正化しようとするものであり、きわめて独創的な視点に基づくものである。この手法はいわば行政機関への情報のインプットであり、またボトムアップ方式とも見ることができる。ところが、本論文は、さらに、アメリカに特有な方式として大統領のトップダウン方式を取り上げ、高位のファクターによる行政意思決定の適正化のモデルを分析している。ここにも本論文のきわめて斬新な問題意識を感じ取ることができる。

そこで、本論文は、第1章において、行政機関そのものの存在根拠に関する根源的考察を行い、次いで第2章において、行政機関の専門性、職業的熟練性に対する疑問を指摘し、第3章において、参加・交渉・協働の態様を類型的に考察し、第4章において特に協働的な法律遵守方法の実例を実証的に考察している。最後に第5章において大統領による行政コントロールの検証している。

これらの考察は、わが国の行政法学において、これまでほとんど見かけることのなかつたきわめて独創的な研究であり、大いに注目できる研究である。

もっとも第1章の考察は、ほぼ紹介的な内容となっており、あまり独創性は存しない。しかし、とりわけ第3章以下の考察は、本論文独自の研究成果であって、本論文の価値を十分に保障できる内容となっている。

なお本論文は、司法審査について論述しないが、交渉・協働モデルの研究は、今後の新しい行政法学または公法学においては、解釈学の中に取り入れられるべきものであり、その架け橋となることを本論文は予測させるものである。その意味でも、学問的に大きな価値のあるものと確信し、大阪大学博士号（法学）授与に値するものである。